

平成 27 年 (2015 年) 4 月 7 日

## 動物管理指導票

堀井 嘉智 様

動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和 48 年法律第 105 号) 第 26 条の規定により許可を受けている動物について、法令違反が認められましたので下記の通り指導します。

### 記

1 対象となる許可

滋賀県指令動保セ第 37 号、ボアコンストラクター 2 頭

2 抵触する条文

動物の愛護及び管理に関する法律第 26 条第 1 項

3 内容

法第 26 条第 1 項の許可に係る都道府県知事が管轄する区域の外において、三日を超えない期間、当該許可に係る特定飼養施設により特定動物の飼養又は保管をする場合、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 10 号の規定にもとづき、当該飼養又は保管を行う場所を管轄する都道府県知事に、飼養又は保管を開始する三日 (行政機関の休日に関する法律 (昭和六十三年法律第九十一号) 第一条第一項 各号に掲げる日の日数は、算入しない。) 前までに、様式第 13 によりその旨を通知すること。




所 属 滋賀県動物保護管理センター

職氏名 主査 松本浩樹



指導票受領者署名
堀井 嘉智

苦 情 相 談 記 録 簿

決 裁	所 長	次 長	所 員	担 当 者
				

平成 27 年 4 月 2 日に堀井氏に電話にて伝えた区域外飼養・保管通知をしていなかったことについて、来所するよう指示していたところ、平成 27 年 4 月 8 日 16 時 10 分、来所してきたため、次の内容を指導した。

堀井嘉智氏、松本主査、並河主幹



【指導内容】

- 1 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則第 13 条第 10 号の規定に基づく区域外飼養・保管通知をしていなかったことについて、指導票により指導。(別紙)
- 2 区域外飼養・保管通知関連事務について、法令および事務の流れを改めて説明。  
また、特定動物の移動用施設については、滋賀県を超えての移動または輸送の場所での滞在期間が 3 日以内であれば移動先の自治体での許可は不要であるが、その移動先の自治体で展示等を 24 時間を超えて行う場合は、その自治体において動物取扱業の登録をしなければならない。

○堀井氏

許可を得た施設を移動させるのに、通過自治体に通知しなければならないことは知らなかった。今後は 3 日前までに通知するようにする。滋賀県以外で展示などする場合は 1 日であれば登録がいらないのは知っているので、取扱業については 1 日を超えないようにする。

苦 情 相 談 記 録 簿

決	所 長	次 長	所 員	担当者
裁				

下記相談についてその概要を報告します。

○H27.4.2 静岡県動物指導センター 第二係 菅野氏から TEL (所長受け)

- ・堀井嘉智氏が静岡市内の爬虫類販売店からボアコンストラクターを購入し、特定動物管轄区域外飼養・保管通知なしに滋賀県まで移動されたことを探知した。
- ・こちらでも口頭指導したが、滋賀県からも指導願いたい。

○同日 堀井氏に TEL 確認 (松本)

- ・妻がその事務をしているがだいたい話は聞いている。静岡市から指導を受けた。
- ・静岡市内の■■■■という業者から購入した。そういった通知が必要とは知らなかった。
- ・仮に2日前に営業が決まったらどうしたらいいのか？

→そのような場合は移動ができないことになる。以前も当所から説明していることであるし、知らなかったでは済まされない。後日文書指導させていただく。

○H27.4.6 めっちゃさわれる動物園立入り (並河主幹、松本)

- ・対応は展示業の責任者である■■■■
- 【現認事項】
- ・ボアコンストラクター2匹が許可取得済みの「展示用オリ③」にビルマニシキヘビと展示されていた。ボアコンストラクターの標識がなされていなかった。
  - ・客の首に巻いて写真を撮る際は、「展示用オリ①」に入れて表まで運ぶとのこと。
  - ・バックヤード内の排水トラップが詰まって汚水が少したまっていた。
  - ・屋外の汚水処理マスに汚物が堆積していた。

■■■■のコメント】

- ・ボアコンストラクターの標識は失念していた。
- ・ここの所忙しく、排水関係の清掃が行き届いていない。
- ・バックヤード内で逸走していたシマリスは無事捕獲できた。
- ・ボアコンストラクターは人馴れの程度を見極めて購入したため事故は起こらないと思う。近々撮影に使いたい。

【口頭指導事項】

- ・ボアコンストラクターの標識を掲出すること。→今日中に掲出しますとのこと。
- ・排水関係の清掃に努めること。
- ・ボアのふれあいについては、H27.3.31付滋動保第40号で通知した事項(施設内の移動は許可施設に入れること、従業員が介添えし事故防止に努めること、動物の選定は事故防止のため慎重を期すこと)を厳守すること。

区域外飼養通知の件については、許可申請者である堀井嘉智氏本人に直接文書指導する予定です。